

官報 号外

昭和四十一年六月八日

第五十二回 参議院會議録第三十二号

昭和四十一年六月八日(水曜日)
午前十時二十九分開議

○議事日程 第三十五号

昭和四十一年六月八日
午前十時開議

- 第一 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(蚕糸業振興審議会委員)
- 第二 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(米価審議会委員)
- 第三 所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律案(内閣提出)
- 第四 首都圏近郊緑地保全法案(内閣提出)
- 第五 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 港湾運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第七 商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第八 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

昭和四十一年六月八日 参議院會議録第三十二号

○本日の會議に付した案件

- 第二一 昭和四十年年度特別会計予算總則第十一條に基づく使用總調書(その1)(衆議院送付)
- 第二二 昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為總調書

- 第九 昭和三十八年度一般会計予備費使用總調書(その2)(衆議院送付)
- 第一〇 昭和三十八年度特別会計予備費使用總調書(その2)(衆議院送付)
- 第一一 昭和三十八年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(衆議院送付)
- 第一二 昭和三十八年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(その2)(衆議院送付)
- 第一三 昭和三十八年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(衆議院送付)
- 第一四 昭和三十九年度一般会計予備費使用總調書(衆議院送付)
- 第一五 昭和三十九年度特別会計予備費使用總調書(衆議院送付)
- 第一六 昭和三十九年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(衆議院送付)
- 第一七 昭和三十九年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(衆議院送付)
- 第一八 昭和三十九年度特別会計予算總則第十條に基づく使用總調書(衆議院送付)
- 第一九 昭和四十年年度一般会計予備費使用總調書(その1)(衆議院送付)
- 第二〇 昭和四十年年度特別会計予備費使用總調書(その1)(衆議院送付)

- 總則第十三條に基づく使用總調書(衆議院送付)
- 一、日程第二二 昭和三十八年度特別会計予算總則第十四條に基づく使用總調書(その2)(衆議院送付)
- 一、日程第二三 昭和三十八年度特別会計予算總則第十五條に基づく使用總調書(衆議院送付)
- 一、日程第二四 昭和三十九年度一般会計予備費使用總調書(衆議院送付)
- 一、日程第二五 昭和三十九年度特別会計予備費使用總調書(衆議院送付)
- 一、日程第一六 昭和三十九年度特別会計予算總則第十四條に基づく使用總調書(衆議院送付)
- 一、日程第一七 昭和三十九年度特別会計予算總則第十五條に基づく使用總調書(衆議院送付)
- 一、日程第一八 昭和三十九年度特別会計予算總則第十六條に基づく使用總調書(衆議院送付)
- 一、日程第一九 昭和四十年年度一般会計予備費使用總調書(その1)(衆議院送付)
- 一、日程第二〇 昭和四十年年度特別会計予備費使用總調書(その1)(衆議院送付)
- 一、日程第二一 昭和四十年年度特別会計予算總則第十一條に基づく使用總調書(その1)(衆議院送付)
- 一、日程第二二 昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為總調書

- 一、日程第一 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(蚕糸業振興審議会委員)
- 一、日程第二 国会法第三十九条但書の規定による議決に關する件(米価審議会委員)
- 一、日程第三 所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律案(内閣提出)
- 一、日程第四 首都圏近郊緑地保全法案(内閣提出)
- 一、日程第五 労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第六 港湾運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第七 商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第八 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 一、日程第九 昭和三十八年度一般会計予備費使用總調書(その2)(衆議院送付)
- 一、日程第一〇 昭和三十八年度特別会計予備費使用總調書(その2)(衆議院送付)
- 一、日程第一一 昭和三十八年度特別会計予算

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づき使用総調書(その1)議決報告書

昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書議決報告書

昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書議決報告書

昨日七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 林屋亀次郎君 大河原一次君 岡村文四郎君 柳岡 秋夫君 塩見 俊二君 吉武 恵市君 野溝 勝君 小野 明君 山本伊三郎君 西川甚五郎君 井川 伊平君 瀨谷 英行君 田代富士男君 白木義一郎君 小林 武君 津島 文治君 小林 篤一君 楠 正俊君

同 大蔵委員 林屋亀次郎君 西川甚五郎君 小野 明君 野溝 勝君 吉武 恵市君 同 文教委 林屋亀次郎君 西川甚五郎君 小野 明君 野溝 勝君 吉武 恵市君 同 農林水産委員 吉武 恵市君 岡村文四郎君 柳岡 秋夫君 白木義一郎君 田代富士男君 占部 秀男君 八木 一郎君 稲浦 鹿藏君 内田 芳郎君

同 法務委員 岡村文四郎君 柳岡 秋夫君 塩見 俊二君 吉武 恵市君 野溝 勝君 小野 明君 山本伊三郎君 西川甚五郎君 井川 伊平君 瀨谷 英行君 田代富士男君 白木義一郎君 小林 武君 津島 文治君 小林 篤一君 楠 正俊君

同 大蔵委員 林屋亀次郎君 西川甚五郎君 小野 明君 野溝 勝君 吉武 恵市君 同 文教委 林屋亀次郎君 西川甚五郎君 小野 明君 野溝 勝君 吉武 恵市君 同 農林水産委員 吉武 恵市君 岡村文四郎君 柳岡 秋夫君 白木義一郎君 田代富士男君 占部 秀男君 八木 一郎君 稲浦 鹿藏君 内田 芳郎君

同 法務委員 岡村文四郎君 柳岡 秋夫君 塩見 俊二君 吉武 恵市君 野溝 勝君 小野 明君 山本伊三郎君 西川甚五郎君 井川 伊平君 瀨谷 英行君 田代富士男君 白木義一郎君 小林 武君 津島 文治君 小林 篤一君 楠 正俊君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 塩見 俊二君 山本伊三郎君 井川 伊平君 瀨谷 英行君

同 法務委員 井川 伊平君 瀨谷 英行君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 塩見 俊二君 山本伊三郎君 井川 伊平君 瀨谷 英行君

同 法務委員 井川 伊平君 瀨谷 英行君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員 塩見 俊二君 山本伊三郎君 井川 伊平君 瀨谷 英行君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

大蔵委員 林屋亀次郎君 西川甚五郎君 小野 明君 野溝 勝君 吉武 恵市君 同 文教委 林屋亀次郎君 西川甚五郎君 小野 明君 野溝 勝君 吉武 恵市君 同 農林水産委員 吉武 恵市君 岡村文四郎君 柳岡 秋夫君 白木義一郎君 田代富士男君 占部 秀男君 八木 一郎君 稲浦 鹿藏君 内田 芳郎君

同 運輸委員 柳岡 秋夫君 白木義一郎君 田代富士男君 占部 秀男君 八木 一郎君 稲浦 鹿藏君 内田 芳郎君

同 建設委員 田代富士男君 占部 秀男君 八木 一郎君 稲浦 鹿藏君 内田 芳郎君

同 予算委員 八木 一郎君 稲浦 鹿藏君 内田 芳郎君

同 決算委員 稲浦 鹿藏君 内田 芳郎君

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

物価等対策特別委員 梶原 茂嘉君

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

委員会に付託した。

昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和三十九年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

衆議院議員 角屋堅次郎 丹羽 兵助 根本龍太郎 白井 勇 参議院議員 白井 勇 同 仲原 善一 同 渡辺 勸吉

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省国際連合局長屋文七君の第五十一回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十一回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省国際連合局長事務代理 滝川 正久君 同日内閣総理大臣から議長宛、外務省国際連合局長事務代理滝川正久君(前掲議長承認)を第五十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、国会法第三十九条但書の規定による議決に関する件(蚕糸業振興審議会委員)を議題といたします。

内閣から、本院議員羽生三七君を蚕糸業振興審議会委員に任命することについて、本院の議決を求めてまいりました。

同君が同委員につくことができると議決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

昭和三十九年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十一年六月八日 参議院會議録第三十二号

国会法第三十九條但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員) 所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、国会法第三十九條但書の規定による議決に関する件(米価審議会委員)を議題といたします。

内閣から、衆議院議員角屋堅次郎君、丹羽兵助君、根本龍太郎君、本院議員白井勇君、仲原善一君、渡辺勘吉君を米価審議会委員に任命することについて、本院の議決を求めてまいりました。

これらの諸君が同委員にすることができると議決することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員會議事青柳秀夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十一年四月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案

所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本國とドイツ連邦共和國との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、所得に対する租税及びある種の他の租税に關する二重課税の回避のための日本國とドイツ連邦共和國との間の協定(以下「協定」といふ)を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び地方税法(昭和四十五年法律第二十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(配当) 利子又は使用料に對する申告納税に係る所得税の軽減

第二条 ドイツの居住者(所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等を含む))で、ドイツ連邦共和國の協定第四条第一項に規定する居住者であるものをいふ。以下同じ。が支払を受ける協定第十条第一項に規定する配当で同法の施行地にある源泉があるもの(その者の同法の施行地にある協定第五条に規定する恒久的施設(以下「恒久的施設」といふ)に歸せられるものを除く)に對する同法第七十條、第七十九條又は第二百十三條第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十五」とする。ただし、当該配当のうち協定第十条第三項(b)の規定に該當するものに對する同法第七十九條又は第二百十三條第一項の規定の適用については、「百分の十」とする。

七十九條又は第二百十三條第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

第三条 ドイツの居住者が支払を受ける協定第十条第一項に規定する利子又は協定第十二條第一項に規定する使用料で所得税法の施行地にその源泉があるもの(その者の同法の施行地にある恒久的施設に歸せられるものを除く)に對する同法第七十條、第七十九條又は第二百十三條第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の二十」とあるのは、「百分の十」とする。

2 前項の規定は、同項に規定する利子又は使用料に對し所得税を課せず、又は当該利子又は使用料に對する所得税額をその支払を受けるべき金額の百分の十に相當する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

第四条 所得税法第六十四條第一項第一号に掲げる非居住者に該當するドイツの居住者である個人が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の所得税額のうち当該所得に對する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の所得税額につき、そのこえる金額に相當する税額を軽減する。

一 第二条に規定する配当に係る所得 百分の十五

二 前条第一項に規定する利子又は使用料に係る所得 百分の十

第五条 法人税法第四十一條第一号に掲げる外国法人に該當するドイツの居住者である法人(同法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)が次の各号に掲げる所得を有する場合において、その者の法人税額のうち当該所得に對する部分の金額が、当該各号に掲げる所得に係る収入金額に当該各号に掲げる割合を乗じて計算した金額の合計額をこえるときは、その者の法人税額につき、そのこえる金額に相當する税額を軽減する。

一 第二条に規定する配当(次号の配當に該當するものを除く)に係る所得 百分の十三

二 第二条ただし書に規定する配當に係る所得 百分の八・七

三 第三条第一項に規定する利子又は使用料に係る所得 百分の八・七

2 前項に規定する法人税額のうち同項に規定する所得に對する部分の金額は、当該所得が生じた事業年度分につき、同項の規定の適用がないものとして計算した場合における法人税額に相當する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における法人税額に相當する金額を控除して得た金額とする。

第六條 ドイツの居住者である法人に對して課する次の各号に掲げる地方税については、その課税標準である法人税額のうち前条第一項各号に掲げる所得に對する部分の金額に係る税率は、それぞれ次の各号に掲げる税率とする。

一 道府県民税の法人税額 百分の五・八

二 市町村民税の法人税額 百分の八・九

三 都民税の法人税額 百分の十四・七

のうちに前条第一項各号に掲げる所得に対応する部分の金額は、当該法人の法人税額のうち、当該所得に対応する部分の金額として同条第二項の規定により計算した金額から同条第一項の規定によつて軽減された金額を控除した金額とする。

3 二以上の都道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人で第一項の規定の適用を受けるものが地方税法第五十七条第一項又は第三百二十一条の十三第一項の規定によりその法人税額を関係都道府県又は関係市町村に分割する場合には、当該法人税額を第一項の規定の適用がある部分の金額とその他の部分の金額とに区分して、それぞれ分割するものとする。

4 都道府県は、ドイツの居住者の行なう事業に対して課する事業税については、その者が支払を受けるべき第二条に規定する配当並びに第三条第一項に規定する利子及び使用料をその課税標準に含めないものとする。

(双方居住者の取扱い)
 第七条 所得税法第二項第一号第三号に規定する居住者で協定第四条第二項の規定により協定の適用上ドイツ連邦共和国の居住者とみなされるものは、同法及び地方税法の施行地に住所及び居所を有しないものとみなして、所得税法(第十五条及び第十六条を除く)、地方税法及びこの法律の規定を適用する。

(協定に基づく協定で地方税に係るものに関する手続)
 第八条 大蔵大臣は、協定第四条第二項の協定をする場合又は地方公共団体が課する租税に関し協定第二十五条第二項の協定をする場合には、あらかじめ自治大臣に協議し、その結果に基づいて、これらの規定の協定をするものとする。
 2 自治大臣は、前項の規定により大蔵大臣から協議を受けた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体の意見をきかなければならない。
 (実施規定)

第九条 第二条から前条までに定めるものは、協定の実施及びこの法律の適用に関し必要な事項は、大蔵省令、自治省令で定める。
 附則

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

2 第二条及び第三条中所得税法第七十条及び第七十九条の規定に係る部分は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子若しくは使用料について、第二条及び第三条中所得税法第二百三十三条第一項の規定に係る部分は、同日以後に支払を受けるべき当該配当、利子又は使用料で施行日以後に支払されるものについて、それぞれ適用する。

3 第四条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

4 第五条の規定は、施行日の属する年の一月一日以後に終了する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき同条第一項各号に掲げる所得について適用する。

5 昭和四十一年一月一日前に開始した事業年度又は同日以後に開始し同年三月三十一日以前に終了した事業年度において支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得について同条の規定の適用がある場合には、同条第一項中「百分の十三」とあるのは、「百分の十三・一」とする。

6 第六条第一項から第三項までの規定は、施行日の属する年の一月一日以後に終了する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について適用する。

7 次の表の中欄又は下欄に掲げる事業年度において支払を受けるべき第五条第一項各号に掲げる所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の案

の所得に係る法人税額を課税標準として課する道府県民税、市町村民税及び都民税について第六条第一項から第三項までの規定の適用がある

昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度	昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度又は同年一月一日以後に開始し、同年三月三十一日以前に終了した事業年度
百分の五・八	百分の五・六五
百分の八・九	百分の八・六五
百分の十四・七	百分の十四・三
百分の五・五	百分の五・五
百分の八・四	百分の八・四
百分の十三・九	百分の十三・九

8 第六条第四項の規定は、個人が行なう事業に對する事業税にあつては施行日の属する年の一月一日以後に支払を受けるべき第二条に規定する配当又は第三条第一項に規定する利子若しくは使用料について、法人が行なう事業に對する事業税にあつては同日以後に終了する事業年度の開始の日以後に支払を受けるべき当該配当、利子又は使用料について、それぞれ適用する。

○青柳秀夫君登壇、拍手
 ○青柳秀夫君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

わが国とドイツ連邦共和国との間の租税協定は、すでに承認せられました。が、本法律案は、この協定に規定されている事項のうち、特に法律の規定を要するものについて、所要の立法措置を講じようとするものであります。

すなわち、非居住者または外国の法人が取得する配当、利子、使用料等の所得に対しては、原則として二〇%の税率で源泉徴収所得税が課せられて

場合には、同条第一項中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる字句とする。

おりますが、今回の協定の締結に伴い、ドイツ人、ドイツ法人に對する配当については一五%とし、親子会社間の配当、利子及び工業所有権等の使用料については一〇%に、それぞれ軽減しようとするものであります。

その他、これら所得の申告納税の場合の所得税、法人税の特例、法人の地方税の特例等を規定しております。

委員会の審議におきましては、この特例法によつて経済交流はより促進されるか、共産圏諸国を含む未締結国での課税の実態はどうか、外国への多額なロイヤリティ支払いをどう考へるか等の質疑がありました。が、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
 ○議長(星宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案に賛成の諸君

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、首都圏近郊緑地保全法案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長松永忠二君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

首都圏近郊緑地保全法案

右 国会に提出する。

昭和四十一年四月五日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

首都圏近郊緑地保全法案

首都圏近郊緑地保全法

(目的)

第一条 この法律は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全することが、首都及びその周辺の地域における現在及び将来の住民の健全な生活環境を確保するため、ひいては首都圏の秩序ある発展を図るために欠くことのできない条件であることにかんがみ、その保全に關し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯の無秩序な市街地化を防止し、もつて首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「近郊整備地帯」とは、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三号)第二十四条第一項の規定により指定された区域をいう。

2 この法律で「近郊緑地」とは、近郊整備地帯内の緑地であつて、樹林地、水辺地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものをいう。

(近郊緑地保全区域の指定)

第三条 首都圏整備委員会(以下「委員会」という)は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域(以下「保全区域」という)として指定することができる。

2 委員会は、保全区域の指定をしようとするときは、広域的かつ長期的の見地から行なうようになしななければならない。

3 委員会は、保全区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び首都圏整備審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しななければならない。

4 保全区域の指定は、委員会が官報に告示することによつて、その効力を生ずる。

5 前二項の規定は、保全区域の変更について準用する。

(近郊緑地保全計画)

第四条 委員会は、保全区域の指定をしたときは、当該保全区域について、近郊緑地の保全に關する計画(以下「近郊緑地保全計画」という)を決定しななければならない。

2 近郊緑地保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に關する事項

二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に關連して必要とされる施設の整備に關する事項

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に關する事項

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに關する事項

3 近郊緑地保全計画は、首都圏整備法の定める手続によつて、近郊整備地帯の整備に關する事項に關する同法第二十一条第三項の整備計画として決定するものとする。

(近郊緑地特別保全地区の指定)

第五条 建設大臣は、保全区域内の次の各号に規定する条件に該当する土地の区域について、前条第二項第三号に規定する基準に従ひ、都市計画法(大正八年法律第三十六号)の定める手続によつて、都市計画の施設として、近郊緑地特別保全地区(以下「特別保全地区」という)を指定することができる。

一 特別保全地区として指定することによつて得られる首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しいこと。

二 特に良好な自然の環境を有すること。

2 建設大臣は、特別保全地区の指定をしようとするときは、あらかじめ、委員会の意見及び工業立地上の観点からする通商産業大臣の意見をきかなければならない。

(指定の準備のための土地の立入り等)

第六条 委員会又は建設大臣は、保全区域又は特別保全地区の指定の準備のため他人の占有する土地に立ち入つて調査を行なう必要がある場合においては、その必要限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じたる者若しくは委任した者に立ち入らせることが

できる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、立ち入ろうとする日の三日前までに、その旨を土地の占有者に通知しななければならない。

3 第一項の規定により、建築物が所在し、又はかき、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合には、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しななければならない。

7 国は、第一項の規定による行為により他人に損失を与えた場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

8 前項の規定による損失の補償については、委員会又は建設大臣と損失を受けた者が協議しななければならない。

9 前項の規定による協議が成立しない場合においては、委員会若しくは建設大臣又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

(標識の設置等)

第七条 都府は、特別保全地区の指定があつたときは、その地区内に、特別保全地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 特別保全地区内の土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置

を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を設置者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 都府は、第一項の規定による行為により損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

5 前条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「委員会又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「委員会若しくは建設大臣」とあるのは、「都府知事」と読み替えるものとする。

(保全区域における行為の届出)

第八条 保全区域(特別保全地区を除く。以下この条において同じ)内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、首都圏整備委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、都府知事にその旨を届け出なければならぬ。

一 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築

二 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

三 木竹の伐採

四 水面の埋立て又は干拓

五 前各号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都府知事は、前項の届出があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

3 国の機関は、第一項の規定による届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都府知事にその旨を通知しなければならぬ。

4 次の各号に掲げる行為については、前三項の規定は、適用しない。

規定は、適用しない。

一 近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為
二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
三 保全区域が指定され、又はその区域が拡張された際すでに着手していた行為
四 非常災害のため必要な応急措置として行なう行為

五 前各号に掲げるもののほか、公益性が特に高いと認められる事業の実施に係る行為のうち当該近郊緑地の保全上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められるものであつて、政令で定めるもの

(特別保全地区における行為の制限)

第九条 特別保全地区内においては、次の各号に掲げる行為は、都府知事の許可を受けなければならない。ただし、当該特別保全地区が指定され、若しくはその区域が拡張された際すでに着手していた行為、非常災害のため必要な応急措置として行なう行為又は前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為については、この限りでない。

一 前条第一項第一号から第四号までに掲げる行為

二 前号に掲げるもののほか、当該近郊緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で政令で定めるもの

2 都府知事は、前項の許可があつた場合において、その申請に係る行為が当該近郊緑地の保全上支障があると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

3 都府知事は、第一項の許可があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、許可に期限その他必要な条件を附することができる。

4 特別保全地区が指定され、又はその区域が拡張された際当該特別保全地区内においてすでに第一項各号に掲げる行為に着手している者は、

その指定又は区域の拡張の日から起算して三十日以内に、都府知事にその旨を届け出なければならない。

5 特別保全地区内において非常災害のため必要な応急措置として第一項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して十四日以内に、都府知事にその旨を届け出なければならない。

6 特別保全地区内において前条第四項第五号の政令で定める行為に該当する行為で第一項各号に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ、都府知事にその旨を通知しなければならぬ。

7 都府知事は、第四項若しくは第五項の届出又は前項の通知があつた場合において、当該近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、届出又は通知をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

8 国の機関が行なう行為については、第一項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、都府知事に協議しなければならない。

9 次の各号に掲げる行為については、第一項から第七項まで及び前項後段の規定は、適用しない。

一 近郊緑地保全計画に基づいて行なう行為

二 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

(原状回復命令等)
第十条 都府知事は、前条第一項の規定に違反した者又は同条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者がある場合においては、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、当該近郊緑地の保全に対する障害を排除するために必要な限度において、その原状回復を命じ、

又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることが出来る。

2 都府知事は、前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとするときは、あらかじめ、当該原状回復等を命ずべき者について聴聞を行なわなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくて聴聞に応じないときは、この限りでない。

3 第一項の規定により原状回復等を命じようとする場合において、過失がなく当該原状回復等を命ずべき者を確定することができないときは、都府知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行ない、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行なわせることができる。この場合においては、相当の期限を定め、当該原状回復等を行なうべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行なわなければならない。都府知事は、その命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行なう旨をあらかじめ公告しなければならない。

4 前項の規定により原状回復等を行なおうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(損失の補償)
第十一条 都府は、第九条第一項の許可を受けることができないため損失を受けた者がある場合においては、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。ただし、次の各号の一に該当する場合における当該許可の申請に係る行為については、この限りでない。

一 第九条第一項の許可の申請に係る行為をするに於いて、他に、行政庁の許可その他の処分を受けるべきことを定めている法律(法律に基づく命令及び条例を含むもの)とし、当該許可その他の処分を受けることができない

め損失を受けた者に対して、その損失を補償すべきことを定めているものを除く。)がある場合において、当該許可その他の処分申請が却下されたとき、又は却下されるべき場合に該当するとき。

二 第九条第一項の許可の申請に係る行為が社会通念上特別保全地区の指定の趣旨に著しく反すると認められるとき。

2 第六条第八項及び第九項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。この場合において、同条第八項中「委員会又は建設大臣」とあり、及び同条第九項中「委員会若しくは建設大臣」とあるのは、「都県知事」と読み替えるものとする。

(土地の買入れ)

第十二条 都県は、特別保全地区内の土地で当該近郊緑地の保全上必要があると認めるものについて、その所有者から第九条第一項の許可を受けことができないためその土地の利用に著しい支障をきたすこととなることにより当該土地を都県において買入れられるべき旨の申出があつた場合においては、これを買入れられるものとする。

2 前項の規定による買入れをする場合における土地の価額は、時価によるものとする。

(買入れた土地の管理)

第十三条 都県は、前条第一項の規定により買入れた土地については、この法律の目的に適合するように管理しなければならない。

(費用の負担及び補助)

第十四条 保全区域又は特別保全地区の指定があつた後における当該保全区域又は特別保全地区内の近郊緑地の保全に要する費用は、都県の負担とする。

2 国は、第十一条第一項の規定による損失の補償及び第十二条第一項の規定による土地の買入れに要する費用については、政令で定めるところにより、その一部を補助する。
(報告及び立入検査等)

第十五条 都県知事は、特別保全地区内の近郊緑地の保全のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第九条第一項の規定による許可を受けた者又はその者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 都県知事は、第九条第一項若しくは第三項又は第十条第一項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員をして、特別保全地区内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、又は第九条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の当該近郊緑地の保全に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつた場合においては、これを提示しなければならない。

(大都市の特例)

第十六条 この法律の規定により、都県が処理することとされている事務又は都県知事の権限に属するものとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条(昭和二十二年法律第六十七号)第二項において「指定都市」といふ)においては、指定都市が処理し、又は指定都市の長が行なうものとする。

この場合においては、この法律中都県又は都県知事に関する規定は、指定都市又は指定都市の長に関する規定として指定都市又は指定都市の長に適用があるものとする。

(特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金についての配慮)

第十七条 国は、都県が特別保全地区内の近郊緑地の保全のために必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都県の財政状況が許す限り、配慮するものとする。

(土地調整委員会の裁定)

第十八条 第九条第一項の規定による処分を受けた者であつて、その処分に不服があるものは、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、土地調整委員会に裁定の申請をすることができる。この場合には、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができる。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項に規定する処分につき、処分庁が誤つて審査請求をすることができ旨を教示した場合に準用する。

(罰則)

第十九条 第十条第一項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反した者

二 第九条第三項の規定により許可に附せられた条件に違反した者

第二十一条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 第六条第五項の規定に違反した者

二 第七条第三項の規定に違反した者

三 第八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十五条第二項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(都市計画法の一部改正)

2 都市計画法の一部を次のように改正する。
第十条に次の一項を加える。
都市計画区域内ニ於テハ首都圏近郊緑地保全法ニ依ル近郊緑地特別保全地区ノ指定、変更又ハ廃止ヲ為ストキハ都市計画ノ施設トシテ之ヲ為スベシ

3 (建設省設置法の一部改正)
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第六号の三の次に次の一号を加える。
六の四 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第 号)による近郊緑地特別保全地区の指定及びその地区内の近郊緑地の保全に関する事務を管理すること。

(土地調整委員会設置法の一部改正)

4 土地調整委員会設置法(昭和二十五年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。
第四条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。
二十二 首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第 号)第十八条第一項の規定による異議を裁定すること。

第二十五条第一項中「又は河川法第九十七条第三項を」と、河川法第九十七条第三項又は首都圏近郊緑地保全法第十八条第一項に改める。
第四十五条第一項中「河川法」を「首都圏近郊緑地保全法」に改める。

第四十五条に次の二項を加える。
4 第一項の規定により首都圏近郊緑地保全法の規定による許可があつたものとみなされる場合においては、委員会は、裁定で、近郊緑

地特別保全地区内の近郊緑地を保全するために必要な限度において、鉱業権者若しくは租賦権者又は採石業者が守るべき事項を定めることができる。

5 前項の規定により近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地を保全するために定められた事項は、首都圏近郊緑地保全法の規定の適用については、同法第九条第三項の規定により許可に附せられた条件とみなす。

(首都圏整備法の一部改正)

5 首都圏整備法の一部を次のように改正する。
 第十六条第一項中「施行に関する事務」の下に「及び首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第一号)の施行に関する事務(建設省の所掌に属するものを除く。)」を加える。

第十七条第二項に次の一号を加える。
 七 首都圏近郊緑地保全法の施行に関すること。

(首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律の一部改正)
 6 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十三年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。
 第一条中、「あわせて緑地を保全し」を削る。

〔松永忠二君登壇、拍手〕

○松永忠二君 たいだいま議題となりました首都圏近郊緑地保全法案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昨年、第四十八回国会における首都圏整備法の改正に伴い、従来の首都圏の近郊地帯、すなわちグリーンベルトを近郊整備地帯に改め、市街地の整備とあわせて緑地を保全することになったのであります。本法律案は、この近郊整備地帯において、無秩序な市街地化を防止し、良好な生活環境

境を確保するため、近郊緑地保全区域及び特別保全地区の指定、近郊緑地保全区域等における行為の制限等、緑地の保全に關し、法制上、財政上の措置を講じようとするものであります。

本委員会におきましては、現地の状況を上空より視察し、また、参考人を招致して意見を聴取する等、慎重なる審議を重ねてまいりましたが、質疑のおもなる点は、指定する緑地保全区域及び特別保全地区の構想、財政措置並びに特別保全地区内における土地所有者の固定資産税の軽減措置等についてでありまして、詳細は会議録によつて御承知いただきたいと存じます。

質疑を終了、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して田中委員から、次の附帯決議案を付して賛成する旨の発言がありました。

附帯決議案の内容は、

政府は、首都圏の近郊整備地帯における緑地保全の緊要性にかんがみ、特別保全地区内における行為の制限による損失の補償及び土地の買入れに要する国費を増額するとともに、当該土地所有者の固定資産税の軽減を図るよう、地方税の不均一課税を課した場合における地方交付税等の措置をすみやかに講ずべきである。

というものであります。

また、自由民主党を代表して稲浦委員から、本法律案及び附帯決議案に対して賛成する旨の発言がありました。

かくて、討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、討論中の附帯決議案も、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長熊谷太三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

労働省設置法の一部を改正する法律案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十八日

衆議院議長 山口喜久一郎
 参議院議長 重宗 雄三殿

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法の一部を改正する法律案

労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表中

中央労働基準審議会

労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。

中央労働基準審議会

労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に關する事項並びに労働災害防止団体等に関する法律に基づきその権限に属する事項を審議すること。

家内労働審議会

家内労働に關する重要事項を調査審議すること。

改める。

附則に次の一項を加える。

3 第十三条第一項の表に掲げる附属機関のうち、家内労働審議会は、昭和四十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔熊谷太三郎君登壇、拍手〕

○熊谷太三郎君 たいだいま議題となりました法律案について、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、家内労働問題の重要性にかんがみ、家内労働に關する重要事項を調査審議するため、労働省の付属機関として、設置期間三九年の家内労働審議会を設置しようとするものであります。

昭和四十一年六月八日 参議院會議録第三十二号

港湾運送事業法の一部を改正する法律案

委員会におきましては、家内労働の実態、臨時家内労働調査会の中間報告による行政措置の実施状況、家内労働審議会の使命とその構成、最低賃金・最低工賃並びに標準工賃の実施状況、内職公共職業補導所の現状等について質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 日程第六、港湾運送事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長江藤智君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

港湾運送事業法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年五月三十一日
衆議院議長 山口喜久一郎
参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

港湾運送事業法の一部を改正する法律案
港湾運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「貨物の取卸」の下に「(第四号に掲げる行為を除く。)」を加え、同項第三号中「(総トン数百トン以上の鋼製船舶を除く。)」を削り、同項第四号中「はしけからの取卸若しくははしけへの積込」を「船舶(運輸省令で定める総トン数未満のものに限る。以下この号において同じ。若しくははしけからの取卸若しくは船舶若しくははしけへの積込み(貨物の船舶からの取卸し又は船舶への積込みにあつては、当該船舶が岸壁、さん橋又は物揚場に係留され、かつ、当該船舶の揚貨装置を使用しないで行なう場合に限る。)」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「水域は」の下に「政令で定めるものを除くほか」を加え、「いい、これに接続する湖川の政令で定める区域を含むをいう」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律で「港湾運送関連事業」とは、営利を目的とするとき、他人の需要に応じて次に掲げる行為を行なう事業をいう。
一 港湾において、船舶に積み込まれた貨物の位置の固定若しくは積載場所の区画又は

船積貨物の荷造り若しくは荷直し又は船舶への貨物の積み込み若しくは船舶からの貨物の取卸しに先行して若しくは後続する船舶の積卸
二 港湾においてする船積貨物の警備
「第二章 港湾運送事業」を「第二章 港湾運送事業等」に改める。

第六條第一項第二号を次のように改める。
二 第三條第一号から第五号までに掲げる港湾運送事業にあつては、少なくとも、港湾運送事業の種類及び港湾ごとに運輸省令で定める施設及び労働者を有するものであること。

第六條第一項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。
三 当該事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

第十六條を次のように改める。
第十六條 一般港湾運送事業者は、各月中に引き受けた港湾運送については、第二條第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種類ごとに、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送のうち当該種類のものに係る貨物量に運輸省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る当該種類の行為を自ら行なわなければならない。

2 前項の規定の適用については、一般港湾運送事業者がその引き受けた港湾運送を他の港湾運送事業者(当該一般港湾運送事業者が発行済株式の総数の二分の一をこえる株式を保有することによりその事業活動を支配するものその他当該一般港湾運送事業者とこれに準ずる運輸省令で定める密接な関係を有するものに限る。)に下請をさせる場合における当該下請に係る行為は、自ら行なつた行為とみなす。ただし、当該一般港湾運送事業者が、当該月中に引き受けた港湾運送に係る第二條第一項第二号から第五号までに掲げる行為のうちいずれかの種類の行為を前項の規定に従つて自ら行なつた場合に限る。

3 第三條第二号から第五号までに掲げる港湾運送事業(以下「船内荷役事業等」という。)の免許を受けた者は、各月中に引き受けた港湾運送(他の港湾運送事業者から引き受けたものを除く)については、少なくとも、当該月中に引き受けた港湾運送に係る貨物量に第一項の運輸省令で定める率を乗じて得た貨物量の貨物に係る港湾運送を自ら行なわなければならない。

4 船内荷役事業者等の免許を受けた者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送については、その全部を自ら行なわなければならない。

5 第一項及び第三項に規定する貨物量の算出の方法は、運輸省令で定める。

6 運輸大臣は、港湾運送事業者が第一項、第三項又は第四項の規定に違反していると認めるときは、当該港湾運送事業者に対し、その是正のために必要な事業施設の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

第十七條の二の次に次の一条を加える。
(会計)
第十七條の三 港湾運送事業者は、その事業年度、勘定科目の分類、帳簿書類の様式その他の会計に関する手続について運輸省令で定めるところに従い、その会計を処理しなければならない。

第十八條第二項中「及び解散」を削り、同条に次の一項を加える。
第六條の規定は、第一項、第二項又は第四項の認可について準用する。

第二十條の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第三項中「前項」を「前二項」に、「休止」を「事業の休止若しくは廃止又は法人の解散」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 港湾運送事業を営営する法人の解散の決議又は総社員の同意は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

九一〇

3 運輸大臣は、当該事業の休止若しくは廃止又は当該法人の解散によつて利用者の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除くほか、第一項の許可又は前項の認可をしななければならない。

第二章中第二十二條の次に次の二條を加える。

(港灣運送開運事業の届出)

第二十二條の二 港灣運送開運事業を営む者は、（以下港灣運送開運事業者という。）が当該港灣に於て、その事業の開始の日から三十日以内、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届出なければならない。

2 港灣運送開運事業を営む者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届出なければならない。

(料金)
第二十二條の三 港灣運送開運事業者は、運輸省令で定めるところにより、港灣ごとに、料金を定め、その実施前に、運輸大臣に届出なければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(料金の変更命令及び検閲)
第二十二條の四 運輸大臣は、港灣運送開運事業者が前條の規定により届出した料金が次の各号の基準に適合しないと認めるときは、当該港灣運送開運事業者に対し、期限を定めて当該料金を変更すべきことを命ずることができる。

一 能率的な経営の下における適正な原価を以て、かつ、適正な利潤を含むものであること。
二 特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものではないこと。

2 運輸大臣は、前項の規定により料金の変更を命じようとするときは、当該港灣運送開運事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して、公開による審問を行わなければならない。

3 審問に際しては、当該港灣運送開運事業者及び利害関係人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(料金の制りもどしの禁止及び料金の揭示)

第二十二條の五 第十條の規定は港灣運送開運事業者が收受した料金について、第十二條の規定は港灣運送開運事業者が第二十二條の三の規定により届出した料金について準用する。

第二十九條を次のように改める。

(免許等の条件又は期限)
第二十九條 免許、許可又は認可には、条件又は期限を附し、及びこれを変更することができ

2 前項の条件又は期限は、公共の利益を増進し、又は免許、許可若しくは認可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該港灣運送事業者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

第三十三條第一項及び第二項中「港灣運送事業者」の下に「又は港灣運送開運事業者を営む者」を加える。

第三十三條の三第三項中「第十六條まで」を「第十五條の二まで、第十六條第四項及び第六項に、及び第三十三條」を並びに第三十三條に、「第十九條第一項を除く」を「第十六條第四項及び第十九條第一項を除く」に、「第十九條第一項中」を「第十六條第四項中」「船内荷役事業等の免許を受けた者」とあるのは「第三十三條の三第一項の規定の適用を受ける内航海運業者」と、第十九條第一項中「に改め、第四章中同條の次に次の一條を加える。

第三十三條の四 第二條第四項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十三條の五 第三十三條の二第二項を「第三十三條の二第二項中」を「第三十三條の二第二項中」に改め、同條第五号中「第十七條の二第二項」を「第十六條第六項(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)、第十七條の二第二項」に改め、同條に次の二號を加える。

第三十三條の二第二項中「第二項」を「第三十三條の二第二項中」に改め、同條第三項において準用する場合を含む。」を削り、同條第五号中「第十七條の二第二項」を「第十六條第六項(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)、第十七條の二第二項」に改め、同條に次の二號を加える。

第三十三條の三の三の規定による届出をしないで料金を收受し

第三十三條の二第二項中「第二項」を「第三十三條の二第二項中」に改め、同條第五号中「第十七條の二第二項」を「第十六條第六項(第三十三條の三第三項において準用する場合を含む。)、第十七條の二第二項」に改め、同條に次の二號を加える。

の通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

一 この法律の施行の際現に、内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)第三條第一項の規定による登録を受けて内航海運業を営んでいる者であつて、第二條第一項第三号の規定の改正により新たに届け運送事業となる事業に相当する事業を営んでいるもの

二 この法律の施行の際現に、船内荷役事業の免許を受けている者であつて、第二條第一項第四号の規定の改正により新たに沿岸荷役事業となる事業に相当する事業を営んでいるもの

4 この法律の施行の際現に新法第三條第一号から第五号までに掲げる港灣運送事業の免許を受けている者に係る港灣運送(他の港灣運送事業者から引き受けるものを除く)の下請の制限については、新法第十六條第一項から第三項までの規定にかかわらず、この法律の施行の日から二年間は、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に港灣運送開運事業に相当する事業を営んでいる者については、この法律の施行の日から三十日以内に新法第二十二條の二第一項の規定による届出をすれば足りる。

6 第二十二條の三の改正規定の施行の際現に港灣運送開運事業者である者については、新法第二十二條の三(その実施前に)とあるのは、「第二十二條の三の改正規定の施行の日から三十日以内に」と読み替へて、同條の規定を適用する。

7 前項に規定する者は、同項及び新法第二十二條の三の規定により料金を届出するまでの間は、第二十二條の三の改正規定の施行の際現に港灣運送開運事業者である者については、新法第二十二條の三(その実施前に)とあるのは、「第二十二條の三の改正規定の施行の日から三十日以内に」と読み替へて、同條の規定を適用する。

この場合において、当該料金については、新法第二十二條の五の

昭和四十一年六月八日 参議院會議録第三十二号 港灣運送事業法の一部を改正する法律案 商法の一部を改正する法律案

規定(新法第十条の規定を準用する部分に限る)は、適用しない。

16⁸ この法律の施行前にした行為及び附則第四項の規定により従前の例によることとされる港灣運送の下請の制限に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(海上運送法の一部改正)

17⁹ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

(内航海運業法の一部改正)

18¹⁰ 内航海運業法の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号及び第四項中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

(内航海運組合法の一部改正)

19¹¹ 内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改める。

〔江藤智君登壇、拍手〕

○江藤智君 たいま議題となりました港灣運送事業法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、港灣運送事業の近代化を促進し、その合理化をはかりとするものでありまして、その要旨を申し上げますと、

第一は、港灣運送事業の規模の拡大をはかるため、免許基準を整備することとし、これを事業の種類及び港灣ごとに運輸省令で定める一定規模以上のものでなければならぬものとしたことであります。

第二は、港灣運送の作業遂行の責任体制を確立するため、再下請を全面的に禁止するとともに、港灣運送の行為の種類ごとに運輸省令で定める一定率以上の作業の直営を義務づける等、下請に関する制限を強化したことであります。

第三は、港灣運送に直結して行なわれる船積み貨物の位置の固定、警備、または船倉の清掃等の行為を行なう事業を、港灣運送関連事業として、新たに本法の規制の対象として届け出を要することとし、また、料金についても届け出制を採用したこと等であります。

本法案は、衆議院において修正議決されたものでありまして、本委員会におきましては、政府よりの提案理由のほか、衆議院議員砂田重民君から修正部分の趣旨説明を聴取した後、免許基準設定の方針、事業集約化とその推進の方策、事業の近代化促進と所要資金確保の具体策、港灣運送における暴力組織等、前近代的要素の排除、港灣運送事業の運賃料金の適正化等、港灣運送事業に関する各般の諸問題につき、熱心な質疑が行なわれましたが、詳細は会議録により御承知願います。

かくて、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して岩間委員より反対の意見の開陳がありました。次いで採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、商法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長和泉覚君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

商法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十六日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

商法の一部を改正する法律案

商法の一部を改正する法律

商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四百七十五條第二項第四号の次に次の一号を加える。

四ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四百八十条第三項中「第二百三十九條第三項第五項」の下に「第六項、第二百三十九條ノ二」を加える。

第四百八十七條に次の二項を加える。

第三百四十八條第一項ノ規定ハ創立總會ニ於テ定款ヲ變更シテ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定テ設クル場合ニ之ヲ準用ス

創立總會ニ於テ前項ノ定ノ設定ニ反対シタル株式引受人ハ決議後二週間内ニ限り其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ變更シテ設立ニ關スル手續ヲ履行スルコトヲ妨グ

第四百八十八條第一項中「第百八十五條」の下に「若ハ前條第四項」を加える。

第四百八十八條第二項第五号中「額面無額面ノ別」を「並ニ」に改める。

第二百四條第一項を次のように改める。

株式ハ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルコトヲ妨グ

第二百四條の次に次の四條を加える。

第二百四條ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ株式ヲ譲渡サントスル株主ハ会社ニ対シ譲渡ノ相手方並ニ譲渡サントスル株式ノ種類及數ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ取締役会ハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ旨ヲ前項ノ

請求ノ日ヨリ二週間内ニ同項ノ株主ニ対シ書面ヲ以テ通知スルコトヲ要ス

前項ノ期間内ニ同項ノ通知ガ為サレザルトキハ第一項ノ株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認アリタルモノト看做ス

第二百四條ノ三 前條第二項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者ハ同項ノ通知ノ日ヨリ十日以内ニ同條第一項ノ株主ニ対シ書面ヲ以テ同項ノ株式ヲ自己ニ売渡スベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ請求ヲ為スニハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ總數ヲ以テ除シタル額ニ前條第一項ノ株式ノ數ヲ乘ジタル額ヲ会社ノ本店ノ所在地ノ供託所ニ供託シ且之ヲ証スル書面ヲ前項ノ書面ニ添付スルコトヲ要ス

前條第三項ノ規定ハ第一項ノ請求ガ同項ノ期間内ニ為サレザル場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ請求アリタルトキハ株主ハ一週内ニ第二項ノ供託所ニ株券ヲ供託スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ遅滞ナク第一項ノ請求ヲ為シタル者ニ供託ノ通知ヲ為スコトヲ要ス

前項ノ供託ガ同項ノ期間内ニ為サレザルトキハ第一項ノ請求ヲ為シタル者ハ売買ノ解除ヲ為スコトヲ得

第二百四條ノ四 前條第一項ノ請求アリタル場合ニ於テ賣買價格ニ付協議調ハザルトキハ当事者ハ同項ノ請求ノ日ヨリ二十日以内ニ裁判所ニ對シ賣買價格ノ決定ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ決定ヲ為スニ付テハ裁判所ハ前條第一項ノ請求ノ時ニ於ケル会社ノ資産状態其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌スルコトヲ要ス

第一項ノ期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ前條第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ以テ売買價格トス

株式ノ移転ハ代金ノ支払ノ時ニ其ノ効力ヲ生ズ株式ノ売買價格ガ前條第二項ノ規定ニ依リ供託シタル額ヲ超エザルトキハ賣買價格ガ確定シタル時ニ代金ノ支払アリタルモノト看做ス賣買價格ガ供託シタル額ヲ超ユル場合ニ於テ代金中供託シタル額ニ相当スル部分ニ付亦同ジ

第二百四條ノ二 第三項ノ規定ハ賣買價格ト供託シタル額トノ差額ニ相当スル金額ノ支払ナキ為株主ガ賣買ノ解除ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百四條ノ五 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル場合ニ於テハ競売又ハ公売ニ因リ株式ヲ取得シタル者ハ会社ニ對シ其ノ株式ノ種類及數ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ承認セザルトキハ其ノ株式ヲ買受クベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百四條ノ二第二項第三項及前二條ノ規定ヲ準用ス

第二百五條を次のように改める。

第二百五條 株式ヲ譲渡スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

株券ノ占有者ハ之ヲ適法ノ所持人ト推定ス

第二百十條第四号中「第二百四十五條ノ二」の下に「第三百四十九條第一項」を加える。

第二百十三條から第二百二十一條までを次のように改める。

第二百十三條 会社ガ額面株式及無額面株式ノ双方ヲ発行シタルトキハ株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ額面株式ヲ無額面株式ト為シ又ハ其ノ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

資本ノ額ガ額面株式ニ株ノ金額ニ発行済株式ノ總數ヲ乘ジタル額ニ滿タザルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ無額面株式ヲ額面株式ト為スコトヲ請求スルコトヲ得

第二百四條乃至第二百二十一條 削除

第二百二十二條ノ四中「株式申込証」の下に「又

ハ新株引受權証書」を加える。

第二百二十三條第一項中「記名式ノ株券を」記名株式」に改め、同項第二号中「並ニ株券ノ番号」を削り、同項第三号を次のように改める。

三 各株主ノ有スル株式ニ付株券ヲ発行シタルトキハ其ノ株券ノ番号

第二百二十五條に次の一号を加える。

八 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第二百二十六條の次に次の一条を加える。

第二百二十六條ノ二 株主ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外其ノ記名株式ニ付株券ノ所持ヲ欲セザル旨ヲ会社ニ申出ヅルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ会社に提出スルコトヲ要ス

前項ノ申出アリタルトキハ会社ハ遅滞ナク株券ヲ発行セザル旨ヲ株主名簿ニ記載シ又ハ株券ヲ銀行若ハ信託会社ニ寄託シ且其ノ記載又ハ寄託ヲ為シタル旨ヲ株主に通知スルコトヲ要ス

会社ガ前項ノ規定ニ依リ記載ヲ為シタルトキハ株券ノ発行ハ之ヲ為スコトヲ得且第一項後段ノ規定ニ依リ会社ニ提出セラレタル株券ハ之ヲ無効トス

第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニテモ株券ノ発行又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得但シ株券返還ノ請求ハ会社ニ對シテ之ヲ為スコトヲ要ス

第二項ノ規定ニ依リ株券ノ寄託ニ要スル費用ハ会社ノ負担トス但シ株券返還ノ請求アリタルトキハ会社ハ株主ニ對シ前項ノ規定ニ依リ株券發行ノ場合ニ於テ株主ガ負担スベキ費用ニ相当スル額ノ支払ヲ請求スルコトヲ得

第二百二十九條中「ガ無記名式ノモノナルトキ又ハ記名式ノモノニシテ其ノ所持人ガ第二百五條第二項若ハ第三項ノ規定ニ依リ權利ヲ証明スルトキ」を削る。

第二百三十九條に次の一項を加える。

会社ハ株主ガ二人以上ノ代理人ヲ總會ニ出席セシムルコトヲ拒ムコトヲ得

第二百三十九條の次に次の一条を加える。

第二百三十九條ノ二 株主ハ二個以上ノ議決權ヲ有スルトキハ之ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ會日ヨリ三日前ニ会社ニ對シ書面ヲ以テ其ノ旨及理由ヲ通知スルコトヲ要ス

株主ガ株式ノ信託ヲ引受ケタルコト其ノ他人ノ為ニ株式ヲ有スルコトヲ理由トセザルトキハ会社ハ株主ガ議決權ヲ統一セズシテ行使スルコトヲ拒ムコトヲ得

第二百六十六條ノ三第一項中「株式申込証」の下に「新株引受權証書」を加える。

第二百八十條ノ二第一項第五号中「新株ノ引受權ヲ与フベキ者」を「株主ニ新株ノ引受權ヲ与フル旨」に改め、同項に次の三号を加える。

六 前号ノ引受權ヲ譲渡スコトヲ得ベキコト

七 株主ノ請求アルトキニ限り新株引受權証書ヲ発行スベキコト及其ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間

八 株主以外ノ者ニシテ之ニ對シ特ニ有利ナル發行額ヲ以テ新株ヲ發行スベキモノ並ニ之ニ對シ發行スル株式ノ額面無額面ノ別、種類、數及發行額額

第二百八十條ノ二第二項中「新株ノ引受權ヲ与フル」を「對シ特ニ有利ナル發行額ヲ以テ新株ヲ發行スル」に、「与フルコトヲ得ベキ引受權ノ目的タル」を「其ノ者ニ對シ發行スルコトヲ得ベキ」に改める。

第二百八十條ノ三ただし書を削り、同條の次に次の二條を加える。

第二百八十條ノ三ノ二 会社ハ払込期日ノ二週間前ニ新株ノ額面無額面ノ別、種類、數、發行額

昭和四十一年六月八日 參議院會議録第三十二号

商法の一部を改正する法律案

九一三

額、払込期日及募集ノ方法ヲ公告シ又ハ株主ニ通知スルコトヲ要ス

第二百八十条ノ三ノ三 前二条ノ規定ハ第二百八十条ノ二第一項第五号ノ新株ノ引受権ノ目的タル株式及同条第二項ノ決議アリタル株式ニ付テハ之ヲ適用セズ

前条ノ規定ハ次条第一項但書ノ端数ノ合計數ニ相当スル株式及新株ノ引受権ヲ有スル者ガ第二百八十条ノ五第四項ノ規定ニ依リ其ノ權利ヲ失ヒタル株式ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二百八十条ノ四第二項中「有スベキ旨」の下に「及新株ノ引受権ヲ讓渡スルコトヲ得ベキトキハ其ノ旨」を加ふる

第二百八十条ノ五第一項中「新株ノ引受権ヲ有スル者アルトキハ」を「株主ガ新株ノ引受権ヲ有スル場合ニ於テハ各株主ニ対シテ、並ニ一定ノ期日」を、「一定ノ期日」に、「ヲ其ノ者」を、「並ニ第二百八十条ノ二第一項第六号及第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ内容」に改める

第二百八十条ノ六の次に次の三條を加ふる。 第六号ニ掲グル事項ノ定アル場合ニ於テハ会社ハ同項第七号ニ掲グル事項ノ定アルトキハ其ノ定ニ從ヒ、其ノ定ナキトキハ第二百八十条ノ五第一項ノ期日ノ二週間前ニ新株引受権證書ヲ発行スルコトヲ要ス

新株引受権證書ニハ左ノ事項及番号ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス 一 新株引受権證書ナル旨ノ表示 二 前条ニ掲グル事項 三 新株ノ引受権ノ目的タル株式ノ額面無額面ノ別、種類及數 四 一定ノ期日迄ニ株式ノ申込ヲ為サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨

第二百八十条ノ六ノ三 新株ノ引受権ヲ讓渡スニハ新株引受権證書ヲ交付スルコトヲ要ス 第二百五条第二項及小切手法第二十一条ノ規定ハ新株引受権證書ニ之ヲ準用ス

第二百八十条ノ六ノ四 新株引受権證書ヲ発行シタル場合ニ於テハ株式ノ申込ハ新株引受権證書ニ依リテ之ヲ為ス此ノ場合ニ於テハ第二百七十五条第一項及第三項ノ規定ヲ準用ス

新株引受権證書ヲ喪失シタル者ハ株式申込証ニ依リ株式ノ申込ヲ為スコトヲ得但シ其ノ申込ハ新株引受権證書ニ依リ申込アリタルトキハ其ノ効力ヲ失フ 第二百八十条ノ十中「若ハ額面」を削る。 第二百八十条ノ十二中「株式申込証」の下に「若ハ新株引受権證書」を加ふる。 第二百八十条ノ十四に次の一項を加ふる。 第二百七十五条第四項及第二百七十七条第二項ノ規定ハ新株引受権證書ヲ発行スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十四条ノ二に次の一項を加ふる。 第二百八十四條ノ二に次の一項を加ふる。 無額面株式ヲ額面株式ト為スコトニ因リテ變更セズ

第三百四十一条ノ三に次の一号を加ふる。 五 株式ノ讓渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定メタルトキハ其ノ規定 第三百四十一条ノ四第二項第四号中「前条」を「前条第一号乃至第四号」に改める。 第三百四十一条ノ六中「第二百二十二条ノ五第三項」を削り、同条を第三百四十一条ノ七とし、第三百四十一条ノ五の次に次の一條を加ふる。 第三百四十一条ノ六 第二百二十四条ノ三第一項ノ期間内ノ轉換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ期間内ハ議決権ヲ有セズ

会社ガ總會ニ於テ議決権ヲ行使スベキ株主ヲ定ムル為第二百二十四条ノ三第一項ノ規定ニ依リ一定ノ日ヲ定メタルトキハ其ノ日後ノ轉換ノ請求ニ因リテ発行セラレタル株式ニ付テハ株主ハ其ノ總會ニ於テ議決権ヲ有セズ 第三百四十八條から第三百七十四條までを次のように改める。

第三百四十八條 定款ヲ變更シテ株式ノ讓渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定メタル場合ニ於テハ其ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ拘ラズ總會ノ過半数ニシテ発行済株式ノ總數ノ三分ノ二以上ニ當ル多數ヲ以テ之ヲ為ス 前項ノ決議ニ付テハ第二百四十二条第一項ノ株主モ亦議決権ヲ有ス

轉換社債ヲ発行シタル会社ハ轉換ノ請求ヲ為スコトヲ得ベキ期間經過前ニ於テハ第一項ノ決議ヲ為スコトヲ得ズ 第三百四十九條 前条第一項ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ先チ会社ニ對シ書面ヲ以テ同項ノ定メ對シタル株主ハ会社ニ對シ自己ノ有スル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スベカリシ公正ナル價格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得 第二百四十五條ノ三及第二百四十五條ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十條 第三百四十八條第一項ノ決議ヲ為シタルトキハ会社ハ其ノ旨並ニ一定ノ期間内ニ株式ヲ提出スル旨及期日ノ期間内ニ提出セラレザル株式ハ無効トナル旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル買權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ 第三百四十八條第一項ノ定メ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ 第三百七十八條ノ規定ハ第三百四十八條第一項ノ決議ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十一条乃至第三百七十四條 削除 第三百五十八條に次の二項を加ふる。 第四百八條に次の二項を加ふる。

合併後存続スル会社ノ定款ニ株式ノ讓渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定アリ合併ニ因リ消滅スル会社ノ定款ニ其ノ定ナキトキハ消滅スル会社ニ於ケル第一項ノ決議ハ第三百四十八條第一項ノ規定ニ依リ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ合併ニ因リテ設立スル会社ノ定款ニ其ノ旨ヲ定ムル場合ニ於テ合併ヲ為ス会社ノ定款ニ其ノ

定ナキトキ其ノ会社ニ付亦同ジ 前項前段ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ付テハ存続スル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨ヲ第二項ノ通知及公告ニ記載スルコトヲ要ス 第四百十條第一号中「其ノ種類及數」の下に「株式ノ讓渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルトキハ其ノ規定」を加ふる。 第四百十二條第一項及第四百十三條第一項中「第三百七十九條ノ処分ヲ為シタル後」の下に「第三百五十條第一項ノ手続ヲ為シタルトキハ同項ノ期間ノ満了後」を加ふる。 第四百十六條に次の一項を加ふる。 第四百十五條第一項及第三項ノ規定ハ第四百八條第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十八條第一項第九号中「第二百八十条ノ六」の下に、「新株引受権證書」を加え、同項申込証」の下に、「新株引受権證書」を加え、同項第十六號を次のように改める。 十六 第二百二十六條ノ二第二項ノ規定ニ違反シテ株主名簿ニ記載ヲ為サズ且株券ヲ寄託セザルトキ

附則 (施行期日) 1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、商法第百八十八條第二項第五号、第二百五條、第二百二十三條から第二百二十九條、第二百八十四條ノ二及び第四百九十八條第一項第十六號の改正規定、同法第二百二十六條の次に一條を加ふる改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和四十二年四月一日から、同法第三百四十一条ノ七とし、同法第三百四十一条ノ五の次に一條を加ふる改正規定並びに次項及び附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2 この法律による改正後の商法(以下「新法」と

定ナキトキ其ノ会社ニ付亦同ジ 前項前段ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ付テハ存続スル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨ヲ第二項ノ通知及公告ニ記載スルコトヲ要ス 第四百十條第一号中「其ノ種類及數」の下に「株式ノ讓渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルトキハ其ノ規定」を加ふる。 第四百十二條第一項及第四百十三條第一項中「第三百七十九條ノ処分ヲ為シタル後」の下に「第三百五十條第一項ノ手続ヲ為シタルトキハ同項ノ期間ノ満了後」を加ふる。 第四百十六條に次の一項を加ふる。 第四百十五條第一項及第三項ノ規定ハ第四百八條第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十八條第一項第九号中「第二百八十条ノ六」の下に、「新株引受権證書」を加え、同項申込証」の下に、「新株引受権證書」を加え、同項第十六號を次のように改める。 十六 第二百二十六條ノ二第二項ノ規定ニ違反シテ株主名簿ニ記載ヲ為サズ且株券ヲ寄託セザルトキ

附則 (施行期日) 1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、商法第百八十八條第二項第五号、第二百五條、第二百二十三條から第二百二十九條、第二百八十四條ノ二及び第四百九十八條第一項第十六號の改正規定、同法第二百二十六條の次に一條を加ふる改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和四十二年四月一日から、同法第三百四十一条ノ七とし、同法第三百四十一条ノ五の次に一條を加ふる改正規定並びに次項及び附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2 この法律による改正後の商法(以下「新法」と

定ナキトキ其ノ会社ニ付亦同ジ 前項前段ノ決議ヲ為スベキ株主總會ニ付テハ存続スル会社ノ定款ニ同項ノ定アル旨ヲ第二項ノ通知及公告ニ記載スルコトヲ要ス 第四百十條第一号中「其ノ種類及數」の下に「株式ノ讓渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ヲ定ムルトキハ其ノ規定」を加ふる。 第四百十二條第一項及第四百十三條第一項中「第三百七十九條ノ処分ヲ為シタル後」の下に「第三百五十條第一項ノ手続ヲ為シタルトキハ同項ノ期間ノ満了後」を加ふる。 第四百十六條に次の一項を加ふる。 第四百十五條第一項及第三項ノ規定ハ第四百八條第四項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十八條第一項第九号中「第二百八十条ノ六」の下に、「新株引受権證書」を加え、同項申込証」の下に、「新株引受権證書」を加え、同項第十六號を次のように改める。 十六 第二百二十六條ノ二第二項ノ規定ニ違反シテ株主名簿ニ記載ヲ為サズ且株券ヲ寄託セザルトキ

附則 (施行期日) 1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、商法第百八十八條第二項第五号、第二百五條、第二百二十三條から第二百二十九條、第二百八十四條ノ二及び第四百九十八條第一項第十六號の改正規定、同法第二百二十六條の次に一條を加ふる改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、昭和四十二年四月一日から、同法第三百四十一条ノ七とし、同法第三百四十一条ノ五の次に一條を加ふる改正規定並びに次項及び附則第七項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置) 2 この法律による改正後の商法(以下「新法」と

いう。の規定は、特別の定めがある場合を除いては、当該改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、従前の商法(以下「旧法」という。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 昭和四十二年四月一日前における株式の移転又は株券の取得については、同日以後も、なお旧法第二百五条及び第二百二十九条の規定を適用する。ただし、同日以後の株券の占有につき新法第二百五条第二項の規定を適用することを妨げない。

4 昭和四十二年四月一日前に発行された株券を同日以後に取得した者が、裏書の連続又は株式の譲渡を証する書面の整齊につき調査をしなかつた場合においても、新法第二百二十九条の規定の適用については、その調査をしなかつたことをもつて、悪意又は重大な過失があつたものとする。この規定は、適用しない。

5 新法第二百三十九条第六項及び第二百三十九条ノ二の規定(新法第八十条第三項及び第四百十三条第三項において準用する場合を含む。)は、この法律の施行の日から起算して二週間内の日を会日とする株主総会又は創立総会における議決権の行使については、適用しない。

6 この法律の施行前に新株の発行の決議があつたときは、その新株の発行に關しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた旧法第二百八十条ノ二第二項の決議において定めた株式の発行に關しても、同様とする。

7 新法第三百四十一条ノ六第二項の規定は、同項の一定の日がこの法律の公布の日前であるときは、適用しない。

8 (非訟事件手続法の一部改正)
非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第百二十六条第一項中「第百七十八條」の下に「第百四十四條ノ四第一項」を加える。

第百三十二條ノ二第一項中「第百八十條ノ

十四」を「第百八十條ノ十四第一項」に改める。

第百三十二條ノ六第一項中「同法」の下に「第百四十九條第二項及ビ」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第百三十二條ノ七 商法第二百四條ノ四第一項(同法第二百四條ノ五ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル申請ニ對スル裁判ヲ為ス場合ニ於テハ裁判所ハ株主又ハ議決者クハ公売ニ因リ株式ヲ取得シタル者及ビ取締役會ガ議決ノ相手方又ハ其株式ヲ買受クベキ者トシテ指定シタル者ノ陳述ヲ聽クベシ

第百二十九條第一項、第百二十九條ノ四及ビ第百三十二條ノ五第三項ノ規定ハ前項ノ裁判ニ付キテ準用ス

第百三十五條ノ九第一項中「第百三十二條ノ六」を「第百三十二條ノ七」に改める。

9 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第十九條第二項から第五項までを次のように改め、同條第六項、第七項及ビ第八項後段を削る。

社員ガ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ社員ニ非ザル者ニ譲渡サントスル場合ニ於テハ社員總會ノ承認ヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ社員ハ会社ニ對シ譲渡ノ相手方及譲渡サントスル出資口數ヲ記載シタル書面ヲ以テ譲渡ヲ承認セザルトキハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得前項ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ社員總會ハ他ニ譲渡ノ相手方ヲ指定スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ商法第二百四條ノ二第二項後段第三項、第二百四條ノ三第一項乃至第三項及第二百四條ノ四ノ規定ヲ準用ス

社員ニ非ザル者ガ競売又ハ公売ニ因リ持分ヲ取得シタルトキハ其ノ者ハ会社ニ對シ取得シタル出資口數ヲ記載シタル書面ヲ以テ取得ヲ

承認セザルトキハ其ノ持分ヲ買受クベキ者ヲ指定スベキコトヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ準用ス

第二十三條第二項中「第十九條及」を削る。

第六十三條中「第四百八條」を「第四百八條第一項乃至第三項、第四百八條ノ二」に改める。

(有限会社法の一部改正に伴フ経過措置)

10 この法律の施行前にこの法律による改正前の有限会社法第十九條第二項(同法第二十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知があつたときは、その通知に係る持分の譲渡又は買入れについては、なお従前の例による。

(外資に關する法律の一部改正)

11 外資に關する法律(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條ノ二第一項中「新株の引受權に基キ新株が割り當てられたときは、その割り當てられた」を「与えられた」に改め、同條第二項中「前項の」を「新株引受權證書が発行される場合を除き、前項の」に改める。

(株式会社の再評價積立金の資本組入に關する法律の一部改正)

12 株式会社法の再評價積立金の資本組入に關する法律(昭和二十六年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「並びに一定の期日」を「一定の期日」に改め、「失ふべき旨」の下に「並びに株主の請求により新株引受權證書を発行すべき旨を定めたときは、その旨」を加え、同條第二項中「株式申込証の下に」又は「新株引受權證書」を、「第百八十條ノ六」の下に「又は第百八十條ノ六ノ二第二項」を加える。

第九條第二項中「前項の」を「新株引受權證書が発行される場合を除き、前項の」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(新株引受權證書)

第九條の二 前條第一項の新株の引受權については、第三條第一項の決議において、株主の請求により、又はその請求によらないで新株引受權證書を発行すべき旨を定めることができる。

第十條中「前條の規定により」を削る。

(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に關する法律の一部改正)

13 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に關する法律(昭和二十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四條の規定にかかわらず」を「定款をもつて」に改め、「であつて取締役會が承認をしたもの」を削り、同項に後段として次のように加え、同條第二項を削る。

この場合には、株主が株式会社の事業に關係のない者であることとなつたときは、その株式を株式会社の事業に關係のある者に譲渡しなければならぬ旨をあわせて定めることができる。

第二條第一項中「前條第二項」を「前條」に改め、同條第二項中「商法」の下に「(明治三十二年法律第四十八号)」を加え、「前條第二項」を「前條」に改める。

第三條中「第一條第一項」を「第一條」に、「同項」及び「同條第二項」を「同條」に、「株式の譲渡の制限に關する規定を」を「定め」に改める。

第四條中「第一條第一項」を「第一條」に、「同條第二項」を「同條」に改める。

(会社更生法の一部改正)

14 会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二百五十五條第三項中「第百八十條ノ十四」を「第百八十條ノ十四第一項」に改め、同條第四項後段中「この場合において」の下に「同條第一項中「株主」とあるのは、更生債權

昭和四十一年六月八日 參議院會議録第三十二号

商法の一部を改正する法律案

昭和四十一年六月八日 参議院會議録第三十二号 商法の一部を改正する法律案 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

者、更生担保権者又は株主」とを加える。

〔商業登記法の一部改正〕

15 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)

の一部を次のように改正する。

第八十六条の次に次の一条を加える。

(株式の譲渡制限の登記)

第八十六条の二 株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めの設定による変更の登記の申請書には、商法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面を添附しなければならない。

第九十条に次の一号を加える。

五 商法第四百八条第四項の場合には、同法第三百五十条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

たことを証する書面

〔和泉覚君登壇、拍手〕

○和泉覚君 商法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法律案は、会社の運営、株式取引等の実情にかんがみ、株式会社に関する規定の一部を改正しようとするものであります。

改正事項は、

第一に、株式の譲渡について取締役会の承認を必要とする旨を定款で定めることができることとし、取締役会が承認しない場合に、株主は会社の指定する者に株式の買い取りを求め、買い取り価

格に関する協議不調のときは、裁判所にその価格の決定を請求できること等について規定すること。

第二に、株式の譲渡は株券の交付によるものとすし、株券の所持を欲しない株主からその旨を申し出たときは、会社はその株券の発行を停止し、またはこれを銀行もしくは信託会社に寄託すべきこと。

第三に、株主は、所有株式について、額面株式と無額面株式相互間の変更を請求できること。

第四に、株主以外の者に対し、特に有利な発行価額を定めて新株を発行する場合には、株主総会の特別決議を必要とすることとし、会社が新株を発行する場合には、株主に新株引き受け権を与える場合等を除いて、あらかじめその旨を公告すべきこと。

第五に、株主の新株引き受け権の譲渡の道を開くこと。

第六に、株式の信託の受託者など他人のために株式を所有する者は、あらかじめ会社に申し出の上、議決権を統一しないで行使することができることとし、その他の場合に、会社は議決権の不統一行使を拒み得ること。

第七に、転換社債の転換請求は、株主名簿の開鎖期間中でもすることができることとあります。

委員会においては、五回にわたって熱心な質疑が行なわれ、また、五月十二日には、学者、弁護士等三名の参考人から意見を聴取しました。

質疑の内容は、商法改正の沿革、株式会社の資本別の現況、小資本会社に対しては適用規定を区別できないか、個人企業と会社の税負担の不均衡とその是正、株式の譲渡制限の復活を必要とする理由、株式の譲渡制限や譲渡方法の改正に伴う株主の利益の保護、株主以外に新株を発行する場合における特に有利な発行価額等、多岐にわたりましたが、詳細は會議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論には別に発言もなく、次いで採決の結果、多数をもって本法律案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第八、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長山崎清君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年五月二十七日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(小字及び一は衆議院修正)

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第一条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三条」を「第五十三条・第五十三條の二」に改める。

第十條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額額
第一級	八、〇〇〇円	八、五〇〇円未満
第二級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上
第三級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上
第四級	一一、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円以上
第五級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上
第六級	一三、〇〇〇円	一二、〇〇〇円以上
第七級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上
第八級	一五、〇〇〇円	一四、〇〇〇円以上
第九級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上
第十級	一七、〇〇〇円	一六、〇〇〇円以上
第十一級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上
第十二級	一九、〇〇〇円	一八、〇〇〇円以上
第十三級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上
第十四級	二一、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円以上
第十五級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上
第十六級	二三、〇〇〇円	二二、〇〇〇円以上
第十七級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上
第十八級	二五、〇〇〇円	二四、〇〇〇円以上
第十九級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上
第二十級	二七、〇〇〇円	二六、〇〇〇円以上
第二十一級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上
第二十二級	二九、〇〇〇円	二八、〇〇〇円以上
第二十三級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上
第二十四級	三一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円以上
第二十五級	三二、〇〇〇円	三一、〇〇〇円以上
第二十六級	三三、〇〇〇円	三二、〇〇〇円以上
第二十七級	三四、〇〇〇円	三三、〇〇〇円以上
第二十八級	三五、〇〇〇円	三四、〇〇〇円以上
第二十九級	三六、〇〇〇円	三五、〇〇〇円以上
第三十級	三七、〇〇〇円	三六、〇〇〇円以上
第三十一級	三八、〇〇〇円	三七、〇〇〇円以上
第三十二級	三九、〇〇〇円	三八、〇〇〇円以上
第三十三級	四〇、〇〇〇円	三九、〇〇〇円以上

第二十三条の二第一項及び第三項中「退職年金」の下に「又は減額退職年金」を加える。

第三十七条第一項中「退職年金を受けている者」を「退職年金を受ける権利を有する者」に改

める。

第三十七条の二第六項中「前条第一項を」第三十七条第一項に改め、同条を第三十七条の三とし、第三十七条の次に次の一条を加える。

(減額退職年金)

第三十七条の二 退職年金を受ける権利を有する者が五十五歳に達する前に年金である給付を受けることを希望する旨を組合に申し出たときは、その者の死亡に至るまで、減額退職年金を支給する。この場合においては、退職年金は、支給しない。

2 減額退職年金の年額は、退職年金の年額から、その額の百分の四に相当する額に、五十五歳と当該減額退職年金の支給を開始する月の前月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数を乗じて得た額を減じた額とする。

3 前条第一項及び第二項前段の規定は、減額退職年金に準用する。

4 前項において準用する前条第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の額は、改定前の減額退職年金の額のその算定の基礎となつた平均標準給与の年額に対する割合に、前後の組合員期間を合算した期間の年数から改定前の減額退職年金の基礎となつた組合員期間の年数を控除した年数一年につき百分の一・五を加え、これを再び退職した当時の平均標準給与の年額に乗じて得た額とする。この場合においては、同条第二項後段及び第三項の規定を準用する。

5 再び退職した日において五十五歳未満である者に対する前項の規定の適用については、

同項及び同項において準用する前条第二項後段中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・五に五十五歳とその再び退職した月の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき百分の四を乗じて得た割合を百分の一・五から減じた割合」とする。

第三十八条の二第四項中「第三十七条の二第五項」を「第三十七条の三第五項」に改める。

第四十四条第四項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

第四十六条第一項第二号中「退職年金を受け権利を有していなかつた者及び再び組合員となつていた者については、」を「減額退職年金の支給を受けていた者についてはその減額退職年金の給付事由が生じなかつたものとみなした場合において支給すべきこととなる退職年金、退職年金を受ける権利を有していなかつたその他の者及び再び組合員となつていた者については、「障害年金」を「減額退職年金及び障害年金」に改める。

第四章第五十三条の次に次の一条を加える。

(事業の委託)

第五十三条の二 組合は、前条に規定する事業の一部を農業協同組合連合会その他の農林大臣の指定する者に委託することができる。

2 前項の農林大臣の指定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該事業を行なうことができる。

第六十二条第一号中「百分の十五」を「百分の十六」に改める。

2 国は、前項に規定するもののほか、財源調整のため必要があるときは、毎年度、予算の範囲内において、これに要する費用の一部を補助することができる。

第七十条に次の一項を加える。

2 第五十三条の二の規定は、前項第五号の方法による業務上の余裕金の運用の業務に準用する。

第七十二条第二項中「第七十条第三号」を「第七十条第一項第三号」に改める。

第七十四条第一項中「組合に対し」を「組合若しくは第五十三条の二第一項（第七十条第二項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対し」に、「組合の事務所」を「組合若しくは受託者の事務所若しくは事業場」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

第八十条第二項中「組合の役員」を「組合又は受託者の役員」に、「業務又は財産」を「業務若しくは財産又は受託者の当該受託に係る業務若しくは財産」に、「組合に対して」を「組合又は受託者に対して」に改める。

第八十一条第四号中「第七十条」を「第七十条第一項」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正）

第二条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第四号を次のように改める。

四 旧法の平均標準給与の年額 旧法第二十

一条及び第二十二條の規定の例により算定した平均標準給与の月額十二倍に相当する額（その額が新法第二十一条の規定の例により算定した平均標準給与の年額より少ないときは、その年額とする。）をいう。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（従前の退職年金等の額の特例）

第五条の二 施行日前に給付事由が生じ、旧法の規定により支給される退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十一年十月分以後、それぞれ、その額を、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の日額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の日額とみなし、旧法附則第五条を除く旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定による改定額が次の各号に掲げる年金の区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額をもつてその改定額とする。ただし、○遺族年金については、旧法組合員期間が二十年に満たないときは、この限りでない。

- 一 退職年金又は障害年金 六万円
- 二 遺族年金 三万円

附則第七条に次の一項を加える。

5 第二項及び前項の従前の退職年金の額は、

旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の日額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の日額とみなし、旧法附則第五条を除く旧法の規定を適用して算定した額とする。

附則第八条中「第三十七条の二第二項」を「第

三十七條の三第二項」に改める。

附則第九条中「第三十七條の二第三項」を「第三十七條の三第三項」に改める。

附則第十二條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の旧法第三十九条又は第四十五条の規定による障害年金又は障害一時金の額は、旧法の平均標準給与の月額又は旧法の平均標準給与の日額をそれぞれ平均標準給与の月額又は平均標準給与の日額とみなし、それぞれ、旧法第三十九条又は第四十五条の規定を適用して算定した額とする。ただし、障害年金については、旧法組合員期間と新法組合員期間とを合算した期間が二十年以上である場合において、その算定された額が六万円より少ないときは、六万円とする。

附則第十四條に次の一項を加える。

2 附則第十二條第三項の規定は、前項の旧法第三十九条の規定による障害年金の額に準用する。

附則第十五條に次の一項を加える。

5 附則第七条第五項の規定は、第二項及び前項の従前の障害年金の額に準用する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

（標準給与に関する経過措置）

第二条 組合が施行日前に改正前の農林漁業団体職員共済組合法（以下「旧法」という。）第二十條

第三項の規定により標準給与を定める場合には、同条第一項の規定にかかわらず、改正後の農林漁業団体職員共済組合法（以下「新法」という。）第二十條第一項の規定の例による。

2 施行日前に旧法第二十條第五項又は第七項の規定により標準給与が定められ又は改正された組合員で前項の規定の適用を受けないものは、施行日に職員になつたものとみなし、新法第二十條の規定を適用してその標準給与を改定する。

（更新組合員で再退職するものに係る減額退職年金の額の改定に関する経過措置）

第三条 新法第三十七條の二第三項において準用する新法第三十七條第二項前段の規定による改定後の減額退職年金の額であつて、更新組合員（改正前の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（以下「旧改正法」という。）附則第四条第三号の更新組合員をいい、旧改正法附則第二十條各号に掲げる者を含む。以下同じ。）に係るものは、新法第三十七條の二第四項及び第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより計算した割合をもつて同条第四項に規定する割合とし、同項及び同条第五項の規定の例により算定した額とする。

（施行日前に給付事由が生じた給付の取扱）

第四条 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による給付については、次条〇に規定するもの並びに附則及び第六條の政令で規定するもののほか、なお従前の例による。

（従前の退職年金等の額の特例）

第五条 施行日前に給付事由が生じ、旧法の規定により支給される退職年金、障害年金又は遺族年金であつて、更新組合員に係るものについては、昭和四十一年十月分以後、それぞれ、その額を、その額の算定について改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「新改正法」といふ。)附則第四条、第七条第五項(新改正法附則第十五条第五項(新改正法附則第二十条において準用する場合を含む。))及び第二十条において準用する場合を含む。又は第二十条第三項本文(障害年金に係る部分に限るものとし、新改正法附則第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用があつたとしたならば支給されることとなる退職年金、障害年金又は遺族年金の額に相当する額に改定する。

2 前項の規定による改定額が次の各号に掲げる年金の区分に従いそれぞれ当該各号に掲げる額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額をもつてその改定額とする。ただし、○遺族年金については、○組合員期間(新改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間と同条第二号の新法組合員期間とを合算した期間をいう。)が二十年に満たないときは、この限りでない。

一 退職年金又は障害年金 六万円
二 遺族年金 三万円

第六条 旧改正法施行の日から昭和四十年四月三十日までの間に給付事由が生じ、旧法の規定により支給される障害年金であつて、更新組合員以外の組合員に係るものについては、その額が六万円より少ないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を六万円とする。

(政令への委任)

昭和四十一年六月八日 参議院会議録第三十二号 農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案

第六條 この附則に規定するもののほか、この法律の給付に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

(通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律の一部改正)

第七條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十一条並びに第四十二条第一項及び第三項中「第三十七条の二」を「第三十七条の三」に改める。

〔山崎斉君登壇、拍手〕

○山崎斉君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

この法律案は、農林漁業団体職員共済組合の給付内容等を他の共済組合制度に準じて改善整備するため、

第一に、旧法組合員期間について、平均標準給与の算定の基礎期間を三年に改めるとともに、平均標準給与の最高限度を廃止すること。

第二に、既裁定年金について、第一と同様な算定方法の改善を行ない、また、厚生年金保険期間の年金額の減額を受けていた者について、これを取りやめ、年金額の改定を行ない、この場合、低額の年金額を一定額まで引き上げること。

第三に、新たに減額退職年金制度を設けること。

第四に、毎年度の給付に要する費用に対する国庫補助率を百分の十六に引き上げるとともに、財

源調整のための国庫補助規定の新設等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、厚生年金などの制度との給付の内容等の比較、退職・障害・遺族年金等の給付の改善や組合員の負担軽減、給付費及び整理資源等の国庫補助の改善、財源率の計算方法、給付率など旧法組合員期間の取り扱い、既裁定年金やスライド制の問題、余裕金の運用方法及び通算退職年金制度、女子組合員の事情など、幅広く質疑が行なわれました。

質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、渡辺委員から、旧法組合員期間、既裁定年金に対する新法給付率の適用、給付費及び整理資源に対する国庫補助の増額、スライド制等に関する自民、社会、公明三党共同の附帯決議案が提案され、これまた全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定しました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第九、昭和三十八年度一般会計予備費使用総調査(その2)

日程第十、昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査(その2)

日程第十一、昭和三十八年度特別会計予算総則

第十三条に基づく使用総調査、

日程第十二、昭和三十八年度特別会計予算総則

第十四条に基づく使用総調査(その2)、

日程第十三、昭和三十八年度特別会計予算総則

第十五条に基づく使用総調査、

日程第十四、昭和三十九年度一般会計予備費使用総調査、

日程第十五、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査、

日程第十六、昭和三十九年度特別会計予算総則

第十四条に基づく使用総調査、

日程第十七、昭和三十九年度特別会計予算総則

第十五条に基づく使用総調査、

日程第十八、昭和三十九年度特別会計予算総則

第十六条に基づく使用総調査、

日程第十九、昭和四十年年度一般会計予備費使用総調査(その1)、

日程第二十、昭和四十年年度特別会計予備費使用総調査(その1)、

日程第二十一、昭和四十年年度特別会計予算総則

第十一条に基づく使用総調査(その1)、

(いずれも衆議院送付)、

日程第二十二、昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総調査、

以上十四件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

九一九

昭和四十一年六月八日 参議院會議録第三十二号 昭和三十八年度一般会計予備費使用総調査(その2)外十三件

まず委員長の報告を求めます。決算委員長鶴園哲夫君。

審査報告書

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調査

(その2)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査

(その2)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十三条に

基づく使用総調査

昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に

基づく使用総調査(その2)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十五条に

基づく使用総調査

昭和三十九年度特別会計予備費使用総調査

昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条に

基づく使用総調査

昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に

基づく使用総調査

昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条に

基づく使用総調査

昭和四十年年度一般会計予備費使用総調査(そ

の1)

昭和四十年年度特別会計予備費使用総調査(そ

の1)

昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基

づく使用総調査(その1)

右多数をもつて承諾を与うべきものと議決し

た。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月六日

決算委員長 鶴園 哲夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

一、昭和三十八年度一般会計予備費の予算額は二百億円であつて、このうち、昭和三十九年一月十日から同年三月二十七日までの間ににおいて使用した金額は三十八億九千万円余である。

二、昭和三十八年度各特別会計予備費の予算総額は一千九百五十二億七千万円余であつて、このうち、昭和三十九年一月二十一日から同年三月二十七日までの間において使用した金額は三百五十二億五千八百万円余である。

三、昭和三十八年度特別会計予算総則第十三条の規定に基づき、昭和三十九年三月三十一日に使用した金額は四十三億二百万円余である。

四、昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条の規定に基づき使用した総額は五十八億三千百万円余で、このうち、昭和三十九年一月二十一日から同年三月三十一日までの間に使用した金額は五十六億六千五百万円余である。

五、昭和三十八年度特別会計予算総則第十五条の規定に基づき、昭和三十九年三月二十七日

に使用した金額は百八十二億四千万円余である。

六、昭和三十九年度各特別会計予備費の予算総額は一千九百九十五億七千六百万円余であつて、このうち、使用した金額は九百九十億八千五百万円余である。

七、昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条の規定に基づき、昭和四十年三月三十日に使用した金額は四十三億八千万円余である。

八、昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条の規定に基づき使用した金額は二百六十億五千二百万円余である。

九、昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条の規定に基づき、昭和四十年三月三十日に使用した金額は百二十八億七千三百万円余である。

十、昭和四十年年度一般会計予備費の予算額は四百五十億円であつて、このうち、昭和四十年四月六日から同年十二月二十一日までの間に使用した金額は三百六十七億五千三百万円余である。

十一、昭和四十年年度各特別会計予備費の予算総額は二千七百二十億五千四百万円余であつて、このうち、昭和四十年六月十五日から同年十二月十七日までの間に使用した金額は九百六十億七千二百万円余である。

十二、昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条の規定に基づき、昭和四十年八月三十一日か

ら同年十月十二日までの間に使用した金額は百四十七億二千万円余である。

以上十二件について審査した結果、いずれも適当な支出であると認められた。

審査報告書

昭和三十九年度一般会計予備費使用総調査

右多数をもつて承諾を与うべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和四十一年六月六日

決算委員長 鶴園 哲夫

参議院議長 重宗 雄三殿

要領書

委員会の決定の理由

一、昭和三十九年度一般会計予備費の予算額は三百億円であつて、このうち、使用した金額は二百八十三億七百万円余である。右の件について審査した結果、適当な支出であると認められた。

一、昭和三十八年度一般会計予備費使用総調査

(その2)

一、昭和三十八年度特別会計予備費使用総調査

(その2)

一、昭和三十八年度特別会計予算総則第十三条に基づき使用総調査

一、昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に基づき使用総調書(その2)

一、昭和三十八年度特別会計予算総則第十五条に基づき使用総調書

一、昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書

一、昭和三十九年度特別会計予備費使用総調書

一、昭和三十九年度特別会計予算総則第十四条に基づき使用総調書

一、昭和三十九年度特別会計予算総則第十五条に基づき使用総調書

一、昭和三十九年度特別会計予算総則第十六条に基づき使用総調書

右は本院において承諾することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十八日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

一、昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)

一、昭和四十年年度特別会計予備費使用総調書(その1)

一、昭和四十年年度特別会計予算総則第十一条に基づき使用総調書(その1)

右は本院において承諾することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十八日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

審査報告書

昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書

右多数をもつて異議がないと議決した。よつて報告する。

昭和四十一年六月六日

決算委員長 鶴園 哲夫

参議院議長 重宗 雄三殿

昭和三十八年度一般会計国庫債務負担行為総調書

右
国会に提出する。

昭和四十年三月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

〔鶴園哲夫君登壇、拍手〕

○鶴園哲夫君 たいま議題となりました昭和三十
八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外四
件、昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書外
四件、昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書

(その1)外二件の事後承諾を求める件、及び、昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書について、決算委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、本件の内容について概略を申し上げます。

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外四件は、昭和三十九年一月から同年三月までの間に使用されたもので、その総額は六百七十三億円余であります。

次に、昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書外四件は、昭和三十九年四月から昭和四十年三月までの間に使用されたもので、その総額は一千七百六億円余であります。

次に、昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)外二件は、昭和四十年四月から同年十二月までの間に使用されたもので、その総額は一千四百七十五億円余であります。

決算委員会におきましては、以上十三件につきまして、大蔵省当局から説明を聴取した後、質疑に入りました。

質疑においては、特に昭和三十九年度一般会計予備費使用中、ベトナム共和国国民の困窮援助及び民生安定の援助に必要な経費に關し、その援助の具体的内容及び事業主体の実体等につき、各委員から活発な質疑が行なわれましたが、その詳細については会議録によつて御承知を願ひたいと存

じます。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その2)外四件、昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書を除く昭和三十九年度特別会計予備費使用総調書外三件、及び、昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その1)外二件、都合十二件については、一括して、多数をもつて承諾を与うべきものと議決し、続いて、切り離して採決した昭和三十九年度一般会計予備費使用総調書も、これまた多数をもつて承諾を与うべきものと議決した次第であります。

次に、昭和三十九年度一般会計国庫債務負担行為総調書について御説明申し上げます。

昭和三十九年度において、財政法第十五条第二項の規定に基づいて、昭和三十九年十二月四日、総額三億円余を限り国庫債務負担行為をすることとしたしております。

決算委員長におきましては、当局の説明を聴取した上、審査をいたしました。その詳細は会議録によつて御承知を願ひたいと存じます。

本案件も、採決の結果、多数をもつて異議がないと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、日程第九より第十三まで、及び、第十五

より第二十一までの十二件全部を問題に供し
ます。十二件を承諾することに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ
て、十二件は承諾することに決しました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時一分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

議員

○議長(重宗雄三君) 次に、日程第十四の昭和三
十九年度一般会計予備費使用総調書全部を問題に
供します。
本件を承諾することに賛成の諸君の起立を求め
ます。
〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつ
て、本件は承諾することに決しました。

議員
林 塩君 黒柳 明君
矢追 秀彦君 石本 茂君
市川 房枝君 中尾 辰義君
浅井 亨君 高山 恒雄君
森田 タマ君 植木 光教君
和田 鶴一君 二宮 文造君
北條 篤八君 中上川アキ君
沢田 一精君 二木 謙吾君
野知 浩之君 宮崎 正義君
前田佳都男君 吉江 勝保君
渋谷 邦彦君 鈴木 一弘君
山田 徹一君 白井 勇君
堀原 茂嘉君 和泉 覚君
白木義一郎君 木暮武太夫君
寺尾 豊君 山本茂一郎君
園田 清充君 中津井 真君
林田悠紀夫君 宮崎 正雄君
船田 讓君 藤田 正明君
平泉 渉君 八田 一朗君

土屋 義彦君 木村 陸男君 村上 春蔵君 山本 杉君
高橋文五郎君 内田 芳郎君 米田 正文君 大谷藤之助君
大森 久司君 丸茂 重貞君 天坊 裕彦君 西田 信一君
源田 実君 熊谷大三郎君 仲原 善一君 松野 孝一君
小林 篤一君 山崎 齊君 森部 隆輔君 津島 文治君
川野 三暎君 温水 三郎君 斎藤 昇君 塩見 俊二君
日高 広為君 石井 桂君 植竹 春彦君 新谷寅三郎君
豊田 雅孝君 大竹平八郎君 八木 一郎君 山下 春江君
柴田 栄君 鈴木 万平君 青木 一男君 那 祐一君
鹿島 俊雄君 鍋島 直紹君 安井 謙君 小沢久太郎君
横山 フク君 大谷 賛雄君 小山那太郎君 高橋 衛君
青柳 秀夫君 佐藤 芳男君 吉武 恵市君 廣瀬 久忠君
平島 敏夫君 田中 亨弘君 戸田 菊雄君 前川 且君
古池 信三君 井野 碩哉君 小村 章君 竹田 現照君
近藤 鶴代君 笹森 順造君 木村美智男君 山崎 昇君
石原幹市郎君 林屋亀次郎君 田村 賢作君 村田 秀三君
平井 太郎君 中野 文門君 矢山 有作君 高橋雄之助君
杉原 荒太君 後藤 義隆君 谷口 慶吉君 櫻井 志郎君
竹中 恒夫君 山本 利壽君 北畠 教真君 金丸 富夫君
堀本 宜実君 内藤三郎君 杉山善太郎君 林 虎雄君
任田 新治君 西村 尚治君 大森 創造君 鶴岡 哲夫君
中村喜四郎君 柳田桃太郎君 青田源太郎君 赤岡 文三君
長谷川 仁君 岡本 悟君 井川 伊平君 江藤 智君
奥村 悦造君 楠 正俊君 北村 暢君 鈴木 強君
黒木 利克君 栗原 祐幸君 森 八三一君 三木與吉郎君
久保 勘一君 岸田 幸雄君 木内 四郎君 秋山 長造君

昭和四十一年六月八日 参議院會議録第三十二号

阿 三郎君	永岡 光治君
柳岡 秋夫君	紅露 みつ君
上原 正吉君	増原 恵吉君
中山 福藏君	小柳 牧衛君
田中 一君	佐多 忠隆君
山本伊三郎君	藤田 進君
大和 与一君	岩間 正男君
須藤 五郎君	野坂 参三君
森 勝治君	鈴木 力君
中村 波男君	川村 清一君
大橋 和孝君	田中寿美子君
吉田忠三郎君	渡辺 勘吉君
小林 武君	松本 賢一君
佐野 芳雄君	中村 順造君
野上 元君	武内 五郎君
森中 守義君	柴谷 要君
松永 忠二君	小柳 勇君
相澤 重明君	占部 秀男君
森 元治郎君	鈴木 壽君
光村 甚助君	大河原一次君
伊藤 顕道君	中村 英男君
大矢 正君	亀田 得治君
加瀬 完君	近藤 信一君
成瀬 幡治君	小酒井義男君
木村禧八郎君	椿 繁夫君
横川 正市君	久保 等君
岡田 宗司君	加藤ンヅエ君
羽生 三七君	野溝 勝君

國務大臣

法務大臣	石井光次郎君
大蔵大臣	福田 赳夫君
農林大臣	坂田 英一君
運輸大臣	中村 寅太君
労働大臣	小平 久雄君
建設大臣	瀬戸山三男君

昭和四十一年六月八日 参議院會議録第三十二号

九二四

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定價 一部 二十五円
、全七頁實紙三十四
（縮減料）

發行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二四四二（交換）